

長崎県警察の指掌紋取扱いに関する訓令（概要）
（平成11年12月6日 長崎県警察本部訓令第15号）

本訓令は、長崎県警察における指掌紋の取扱いに関し、必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

用語の定義

指掌紋記録等の作成及び送付

指掌紋記録等の登録及び保管

指掌紋照会

指掌紋記録等の廃棄

現場指掌紋等の送付

現場指掌紋等の受理及び対照

遺留指掌紋等の保管

遺留指掌紋の照会

保管遺留指掌紋等の廃棄等

等である。